

軽自動車税種別割（小型特殊自動車）の調査結果について

1 所有者への確認調査の実施結果

令和5年10月20日開催の総務企画常任委員協議会で報告した、課税誤りと見込まれる車両（60台）の所有者に、お詫びの文書を発送したのち、訪問または電話により概要を説明し、車両を確認したうえで区分を更正した。

また、所有者への確認が必要な車両（318台）については、郵送による調査を実施し、課税内容と一致していない車両の所有者には、概要を説明し、車両を確認したうえで区分を更正した。

（単位：台）

区分	調査前 （10月常任委員協議会に報告時）			調査後 区分の誤り（課税誤り）		
	農耕作業 用のもの	その他 のもの	計	農耕作業 用のもの	その他 のもの	計
区分の誤り （課税誤り）	56	4	60	(※) 54	4	58
所有者への 確認が必要	305	13	318	23	0	23
計	361	17	378	77	4	81

(※) 訪問し車両を確認したところ、2台は課税内容が適正であった。

2 更正の内訳

区分	更正（変更）額の合計	更正内容
農耕作業用のもの （77台）	869,700円	年税額2,000円→5,900円 地方税法の規定により、最大3年遡及
その他のもの （4台（還付及び補填））	△166,306円	年税額5,900円→2,000円 地方税法の規定による還付不能分も返還（補填）